

岡山市水洗便所改造等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水洗化の普及促進を図るため、既存建築物におけるくみ取便所を水洗便所に改造し、排水設備を全て公共下水道に接続した者及び既設の浄化槽を廃止し、排水設備を全て公共下水道に接続した者に対し、予算の範囲内において岡山市水洗便所改造等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 処理区域内等 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号の規定による本市の処理区域及び法第5条第1項第5号の規定による処理予定区域をいう。

(2) 水洗便所改造工事等 既存建築物におけるくみ取便所を水洗便所に改造し、全ての排水設備を公共下水道に接続する工事（以下「くみ取便所改造工事等」という。）又は浄化槽を廃止し、全ての排水設備を公共下水道に接続する工事（以下「浄化槽廃止工事等」という。）をいう。

(補助事業及び補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、処理区域内等における水洗便所改造工事等とし、補助事業者は、補助事業の対象となる既存建築物について、岡山市下水道条例（昭和62年市条例第47号。以下「条例」という。）第6条の規定による検査に合格したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助事業者としない。

(1) 市税、下水道事業負担金、下水道使用料、農業集落排水事業分担金及び農業集落排水処理施設使用料を滞納している者

(2) 国及び地方公共団体

(3) 生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助規則（昭和48年市規則第85号）の規定による補助金交付申請をしている者（当該補助事業の中止をした者を除く。）

3 補助事業対象期間は、法第9条に基づき公示された下水の処理を開始すべき日から起算して3年を経過する日が属する年度末までとする。ただし、第1項の規定を満たしていることを含む。

(補助金額)

第4条 補助金額は、次に掲げるとおりとする。

くみ取便所改造工事	便槽1槽につき	50,000円
浄化槽廃止工事	浄化槽1槽につき	20,000円

2 アパート等（それぞれに独立した玄関があり、各々が厨房、便所などの生活設備を独立して設けているアパート、マンション等をいう。以下同じ。）に係る補助金額については、前項の規定にかかわらず、くみ取便所改造工事にあつては50,000円に、浄化槽廃止工事にあつては20,000円に、それぞれ接続する住戸の数に乗じて得た額とする。ただし、補助金の上限額は、20万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、岡山市水洗便所改造等補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）又は岡山市水洗便所改造等補助金交付申請兼実績報告書アパート等用（様式第2号）を条例第6条の規定による検査に合格した日を含む年度及びその翌年度末までに市長に提出しなければならない。ただし、補助事業対象期間を超えて、補助金の交付申請をすることができない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が認める書類は、次のとおりとする。

(1) 滞納無証明書（税調査に同意しない場合又は税調査の結果、滞納無であることが確

認できなかった場合に必要で、発行後1月以内のものとする。ただし、岡山市が補助事業者に対して、発行できない場合は不要とする。）

(2) 前条第2項に規定するアパート等に係る申請にあつては、接続する住戸数が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

3 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までに掲げる書類の添付は要しないものとする。

4 市長は、条例第6条の規定による検査に合格した後、合格したものが死亡等の場合、法定相続人が補助事業者とすることができる。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があつた場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付の決定及び交付すべき額を確定し、岡山市水洗便所改造等補助金交付決定及び確定通知書(様式第3号)により、申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、岡山市水洗便所改造等補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者にその理由を付してその旨を通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定及び確定通知を受けた者は、速やかに岡山市水洗便所改造等補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、下水道河川局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行し、平成24年4月1日以後に計画確認の申請がなされたものについて適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助金申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の補助金申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助金申請から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金申請から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金申請から適用する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助金申請から適用する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

※右記欄 岡山市 記載用	受付番号	第 号
	受付日	年 月 日
	供用開始コード	
	検査合格日	年 月 日

岡山市長 様

岡山市水洗便所改造等補助金交付申請兼実績報告書

岡山市水洗便所改造等補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、岡山市補助金等交付規則(昭和 48 年市規則第 16 号)及びこの要綱の定める条項の適用を受けること並びにこの申請に際し、下水道事業負担金、下水道使用料、農業集落排水事業分担金及び農業集落排水処理施設使用料の納付状況を照会することについて同意します。

1. 補助事業者(申請者)

※下記、設置場所、住所、氏名は、別途申請された「排水設備等計画確認申請書」に記載されたものと同じものを記載してください。計画確認番号は、お渡ししている「排水設備等計画確認通知書」に記載されているものを転記してください。

設置場所			
住 所	〒		
氏名又は 名称	※署名又は記名押印		
電話番号		計画確認番号	第 号

2. 補助事業

水洗便所改造等工事種別	便槽・浄化槽数	補助金額
☐ くみ取便所改造工事	槽(便槽 1 槽につき 50,000 円)	円
☐ 浄化槽廃止工事	槽(浄化槽 1 槽につき 20,000 円)	円
確 認 事 項	※ 市税に係る徴収金の滞納がないことを照会することに ☐ 同意する ☐ 同意しない (上記のうちどちらかにチェック☑してください。) <u>「同意しない」にチェック☑した方は補助金を申請する人の岡山市発行の滞納無証明書を提出していただきます。</u> ☐ 滞納無証明書 ※証明書の発行日が補助金申請日から<u>1 箇月以内のもの</u>	

個人情報に関する事項

本申請書により得られた個人情報は、岡山市水洗便所改造等補助金の交付に係る目的以外に使用することはありません。

<訂正する場合(金額訂正はできません)>

・「訂正箇所に二重線」を引いたうえ、

①押印している場合、二重線上に押印し、その上部に訂正文を記入してください。

②押印していない場合は、二重線の上部に訂正文を記入のうえ、その隣に「申請者名を自署」してください。

(アパート等用)
様式第2号(第5条関係)

※右記欄 岡山市 記載用	受付番号	第 号
	受付日	年 月 日
	供用開始コード	
	検査合格日	年 月 日

岡山市長 様

岡山市水洗便所改造等補助金交付申請兼実績報告書

岡山市水洗便所改造等補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第5条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号)及びこの要綱の定める条項の適用を受けること並びにこの申請に際し、下水道事業負担金、下水道使用料、農業集落排水事業分担金及び農業集落排水処理施設使用料の納付状況を照会することについて同意します。

1. 補助事業者(申請者)

※下記、設置場所、住所、氏名は、別途申請された「排水設備等計画確認申請書」で記載されたものと同じものを記載してください。計画確認番号は、お渡ししている「排水設備等計画確認通知書」に記載されているものを転記してください。

設置場所			
住 所	〒		
氏名又は 名称	※署名または記名押印		
電話番号		計画確認番号	第 号

2. 補助事業

水洗便所改造等工事種別	住戸数(=玄関等独立した部屋数、 住居のみ対象、事務所等は除く)	補助金額
☐ くみ取便所改造工事	戸×50,000円(上限200,000円)	円
☐ 浄化槽廃止工事	戸×20,000円(上限200,000円)	円
確 認 事 項 等	※ 市税に係る徴収金の滞納がないことを照会することにより ☐ 同意する ☐ 同意しない (上記のうちどちらかにチェック☑してください。) <u>「同意しない」にチェック☑した方は補助金を申請する人の岡山市発行の滞納無証明書を出していただきます。</u> ☐ 滞納無証明書 ※証明書の発行日が補助金申請日から <u>1箇月以内のもの</u> ☐ 住戸数が確認できる書類	

個人情報に関する事項

本申請書により得られた個人情報は、岡山市水洗便所改造等補助金の交付に係る目的以外に使用することはありません。

<訂正する場合(金額訂正はできません)>
・「訂正箇所」に二重線を引いたうえ、
①押印している場合、二重線上に押印し、その上部に訂正文を記入してください。
②押印していない場合は、二重線の上部に訂正文を記入のうえ、その隣に「申請者名を自署」してください。

年 月 日

様

岡山市長 印

岡山市水洗便所改造等補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで提出された交付申請書の審査の結果、適当と認めます。
つきましては、下記のとおり決定し、補助金の額を確定したので、岡山市水洗便所改造
等補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

記

補助金の名称	岡山市水洗便所改造等補助金
補助金の交付決定及び確定額	円

様式第4号(第6条関係)

岡山市指令 第 号
年 月 日

様

岡山市長 印

岡山市水洗便所改造等補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで提出された交付申請書の審査の結果，次のとおり交付しないことと決定したので，岡山市水洗便所改造等補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

(理由)

年 月 日

岡山市長 様

岡山市水洗便所改造等補助金交付請求書

住所

氏名

※署名又は記名押印

岡山市水洗便所改造等補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付決定及び確定通知書の番号		岡山市指令 第 号 年 月 日	
補助金の名称		岡山市水洗便所改造等補助金	
補助金の交付請求額		円	
振込先	フリガナ		
	口座名義		
	金融機関名 銀行・金庫 組合・農協	本・支店名	
	1 普通（総合） 2 当座	口座番号	

※ 添付書類

- ・岡山市水洗便所改造等補助金交付決定及び確定通知書の写し

<訂正する場合（金額訂正はできません）>

- ・「訂正箇所」に二重線を引いたうえ、

①押印している場合、二重線上に押印し、その上部に訂正文を記入してください。

②押印していない場合は、二重線の上に訂正文を記入のうえ、その隣に「申請者名を自署」してください。